

北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和2年4月1日規程第14号）
（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学大学内部質保証規則（令和6年規程第31号）第7条第4項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部質保証に関する方針、体制、手続き等の仕組み（内部質保証システム）に関すること。
- (2) 長期的な将来構想の策定及び評価の統括に関すること
- (3) 中期計画の策定及び評価の統括に関すること。
- (4) 教育研究等に係る自己点検・評価の統括に関すること（教学マネジメントに関することを含む）。
- (5) 大学機関別認証評価の統括に関すること。
- (6) その他内部質保証の推進に関すること（病院機能評価に関することを除く。）。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 医学部長
- (4) 保健医療学部長
- (5) 附属病院長
- (6) 財務担当理事
- (7) 医療人育成センター長
- (8) 医療人育成センター入試・高大連携部門長
- (9) 学生部長
- (10) 国際交流部長
- (11) 附属総合情報センター長
- (12) 附属研究連携推進機構長
- (13) 事務局長
- (14) その他理事長が必要と認めた者 若干名

（委員長）

第4条 委員会には、委員会を統括する委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会が認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 委員会に、第2条第2号から第5号に掲げる全学評価に関する事項について検討するため、別表に掲げる専門部会を置く。

2 委員会には、前項に定める専門部会のほか、第2条第6号に掲げる分野別評価に関する事項について検討するため、必要に応じその他の専門部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

2 前条第1項に規定する専門部会の庶務は、別表に定める事務局各課において処理する。

3 前条第2項に規定する専門部会の庶務は、別に定める組織において処理する。
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 札幌医科大学自己点検評価委員会規程（平成19年規程第79号）

(2) 北海道公立大学法人札幌医科大学中期計画等推進委員会規程（平成25年規程第20号）

3 札幌医科大学医学教育分野別評価委員会規程（平成30年規程第43号）の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 札幌医科大学医学部医学科における教育の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「JACME」という。）が定める医学教育分野別評価基準に基づき、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うことを目的として、<u>北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和 年規程第 号）第6条第2項の規定に基づく専門部会として</u>、札幌医科大学医学教育分野別評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第7条（現行と同じ。）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 札幌医科大学医学部医学科における教育の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「JACME」という。）が定める医学教育分野別評価基準に基づき、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うことを目的として、札幌医科大学医学教育分野別評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第7条（略）</p>

附 則（令和2年12月18日規程第81号）

1 この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和4年4月25日規程第27号）

この規程は、令和4年4月25日から施行する。

附 則（令和5年6月28日規程第49号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規程第34号）

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(札幌医科大学保健医療学部内部質保証推進会議規程の廃止)

2 札幌医科大学保健医療学部内部質保証推進会議規程（令和2年規程第67号）は、廃止する。

附 則（令和7年3月13日規程第12号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日規程第19号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会名	主な所掌事項	部会員	
		教員（役職）等	事務局
法人評価部会 事務局： 経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な将来構想の策定及び評価に関すること ・中期計画の策定及び評価に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・副理事長（部会長） ・医学部長（副部会長） ・保健医療学部長（副部会長） ・附属病院長（副部会長） ・医学部副学部長（教務、研究） ・保健医療学部副学部長（教務、研究） ・医療人育成センター副センター長 ・附属病院副院長（教育・研修、診療） ・医療人育成センター入試・高大連携部門長 ・医療人育成センター教育開発研究部門長 ・統合IRセンター長 ・学生部長 ・国際交流部長 ・附属総合情報センター長 ・附属研究連携推進機構長 ・その他部会長が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 ・事務局次長 ・附属病院事務長
認証評価部会 事務局： 経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究等に係る自己点検・評価に関すること（教学マネジメントに関することを含む） ・大学機関別認証評価に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部長（部会長） ・保健医療学部長（副部会長） ・医療人育成センター長 ・医療人育成センター入試・高大連携部門長 ・医療人育成センター教育開発研究部門長（副部会長） ・統合IRセンター長 ・その他部会長が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営企画課長 ・学務課長